

佐賀県選挙管理委員会告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第 80 条第 1 項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

令和 5 年 3 月 24 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
13,390 人
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と
40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
178,246 人
- 3 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

選挙区名	3 分の 1 の数
佐賀市	63,514 人
唐津市・東松浦郡	33,923 人
鳥栖市	19,890 人
多久市	5,185 人
伊万里市	14,544 人
武雄市	13,195 人
鹿島市・藤津郡	10,134 人

小城市	12,252 人
嬉野市	7,039 人
神崎市・神埼郡	12,971 人
三養基郡	14,629 人
西松浦郡	5,335 人
杵島郡	10,550 人